

多治見市ごみ収集車に掲示する広告の募集要項

ごみ収集車への有料広告を募集します。

多治見市のごみ収集車は、幹線道路から、住宅街の道路に至るまで、市内全域を走行するため、効果の高い移動性の広告媒体です。

- 1 広告媒体 多治見市ごみ収集車
- 2 掲示期間 掲示日から1年又は1ヵ月で、更新可
- 3 広告スペース 収集車の側面又は後部（車種によってスペースが異なります。）
- 4 広告方法 マグネットシートまたはラッピングフィルム（剥離可能な素材）により車体に貼付（車体への塗装は行わない。また、1車に2社以上の広告が掲載される場合あり。）
- 5 広告掲示料 車種によって、掲示料金が異なります。
 広告の制作費（マグネットシート等への印刷を含む）、車両への掲示、掲示終了時の車両からの剥離は、広告主の負担となります。

収集車の種類 タイプ	広告スペースと掲示料金				
	1カ所1ヵ月				全面使用 1年
	側面(片側)		後部		
A	1.3 m ²	6,500 円	0.6 m ²	3,000 円	170,000 円
B	1.3 m ²	6,500 円	0.6 m ²	3,000 円	170,000 円
C	1.3 m ²	6,500 円	0.6 m ²	3,000 円	170,000 円
D	1.2 m ²	6,000 円	0.4 m ²	2,000 円	160,000 円
E	1.3 m ²	6,500 円	0.6 m ²	3,000 円	170,000 円
F	1.2 m ²	6,000 円	0.6 m ²	3,000 円	160,000 円
G	1.2 m ²	6,000 円	0.6 m ²	3,000 円	160,000 円

6 掲示する広告内容の制限

環境に配慮した事業や環境について宣伝、啓発している内容が含まれるもの
 ただし、次のいずれかに該当する広告は掲示できません。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ③ 政治性のあるもの
 - ④ 宗教性のあるもの
 - ⑤ 社会問題についての主義主張が含まれるもの
 - ⑥ 個人の名刺広告（単に個人の氏名を表示し、公衆に周知する広告をいう。）
 - ⑦ 射幸心をそそるもの
 - ⑧ その他広告の掲示として不相当であると市長が認めるもの
- また、次の業種又は事業者の広告は、掲示できません。

- ① 廃棄物収集運搬業等、廃棄物を取扱う業種又は事業車
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業等に該当する業種
- ③ 消費者金融業
- ④ たばこの製造及び販売業
- ⑤ ギャンブルに関する業種
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生、更正手続中の事業者
- ⑦ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ⑧ その他市長が不相当と認めるもの

7 募集期間 随時

8 広告掲示の申請

別紙「広告掲載申請書」に必要事項を記入し、広告の原稿案を添えて提出してください。

9 広告掲示の審査・決定

申請内容を審査し、結果を通知します。

なお、審査を通過し、同じ車種を希望される事業者が複数あった場合は、抽選により決定します。

10 その他

多治見市広告掲載取扱要綱及び多治見市ごみ収集車に掲示する広告に関する要綱に規定された内容を遵守してください。

11 申請書の提出先・問い合わせ先

多治見市役所 三の倉センター

〒507-0045 多治見市三の倉町猪場 37 番地

Tel. 0572-23-1103

☆ 広告スペースの一例



別記様式第1号(第7条関係)

年 月 日

多治見市長 様

申請者

住所(所在地)

氏名(会社・団体名及び代表者氏名)

連絡先電話番号 () —

F A X () —

E-mail

担当者氏名

広 告 掲 載 申 請 書

多治見市広告掲載取扱要綱第7条の規定に基づき、次のとおり広告の掲載を原稿を添えて申請します。

記

1 申請する広告媒体 _____

2 掲載希望期間 _____ 箇月

年 月 日から

号

(バナー広告掲載期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)

(広報紙広告掲載期間: 年 月 日号 ~ 年 月 日号)

3 広告掲載料金の支払

広告掲載が決定されたときは、広告掲載料金として、_____円を指定された日までに支払います。

バナー広告の申請をされた方はご記入ください。

リンクを希望するサイトのURL

http:// _____